

「特徴のある技術・ノウハウを軸にしたブランド力の構築と海外販路開拓による 中小企業の売上向上支援事業」に係る支援金交付要綱(海外販路開拓分野)

第1条(趣旨)

この要綱は、「特徴のある技術・ノウハウを軸にしたブランド力の構築と海外販路開拓による中小企業の売上向上支援事業(海外販路開拓分野)」(以下、本事業)採択企業を対象に、技術・ノウハウ・デザイン等の知的財産を活かした海外販路開拓を図る事業計画を資金的に支援し、地域産業の振興を図る本事業の支援金の交付に関し、本事業の事務局である、公益財団法人京都高度技術研究所(以下、財団)が必要な事項を定めるものとする。

第2条(交付の対象事業)

支援金交付の対象事業者は京都市内に本店、支店、営業所、工場、その他事業所を有する、みなし大企業に該当しない中小企業者であり、京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定、オスカー認定、知恵創出“目の輝き”認定のいずれかの認定を受けた企業で京都市税の滞納がない者とする。

2 支援対象経費の詳細については、別紙に定める。

第3条(交付の申請)

支援金の交付を申請しようとする企業(以下、申請者)は、別に定める募集要項に定められた手続により、申請するものとする。

第4条(交付の決定)

本事業の支援協議会(以下、支援協議会)において交付対象とする申請及び支援予定額を決定し、財団が交付を決定する。

第5条(支援金の額)

支援金の上限は100万円、補助率は対象事業費(消費税抜)の3分の2以内とする。

2 支援協議会において交付先として選定された事業者(以下、採択事業者)への支援金交付予定額は、財団が採択事業者と調整して決定する。

第6条(採択及び支援予定額の通知)

採択事業者に対して、財団は「採択及び支援予定額決定通知書」(以下、支援予定額決定通知書)により、採択された旨及び支援金交付予定額を通知する。

第7条（交付に当たりの条件）

財団は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条項につき条件を付すものとする。

- ①採択事業者は、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって本事業を行うべきこと
- ②採択事業者は、本事業内容の変更（軽微な変更は除く）を行うときには、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと

ここで定める軽微な変更とは、以下の変更であり、採択事業者から事前の申請を受け財団が軽微な変更と認めたものをいう。

ア 本事業の目的自体の変更をもたらすものではなく、かつ、計画変更を認めることが、より効率的な支援目的達成に資するもの。

イ 支援目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更であるもの。

- ③採択事業者は、本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、財団の承認を受けるべきこと
- ④採択事業者は、本事業の経理について本事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業期間完了日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと
- ⑤採択事業者は、本事業期間中、随時、専任コーディネータ等を通じて支援協議会に事業実施状況等の報告をし、必要に応じて、その指導や指示を受けること
- ⑥採択事業者は、本事業を進めるに際して、他者への権利侵害が無いことを確認すると同時に、他者の知的財産権を使用する場合、相手方の同意・協力を得られるように使用権の実施許諾契約書を締結するなど、事前に適切な対応をしておくべきこと
- ⑦採択事業者は、本事業期間完了日から10日以内に「実施報告書」を財団に提出すべきこと
- ⑧採択事業者の、本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権およびノウハウ等）は、別に定める条件に応じて採択事業者に帰属させることができること

- 2 財団は、支援金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第6条に規定する支援予定額決定通知書において、別途条件を定めることができる。

第8条（申請の取下げ）

採択事業者は、第6条の規定による支援予定額決定通知書を受領した日から起算して30日以内に支援金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付はなかったものとみなす。

第9条（事業の承継）

財団は、採択事業者について相続、法人の合併又は分割等により本事業（本事業に続く事業化等を含む）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下、承継事業者）が本事業を継続して実施しようとするときは、あらかじめ財団に申請させ、承継事業者が支援金の交付に係る変更前の本事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 財団は、前項の承認をしたときは、その旨を速やかに承継事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、財団は採択事業者にあらかじめ申請させるものとする。
- 4 財団は、前項の申請を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に申請させること等を条件に、承継事業者が支援金の交付に係る変更前の本事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

第10条（事業内容の変更）

採択事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに専任コーディネータ等を通じて財団に申請しなければならない。但し、第7条に定める軽微な変更の場合を除く。

- ①支援対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。但し、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- ②補助事業の内容を変更しようとするとき。

- 2 財団は、前項に規定する変更の申請があったときは、支援協議会においてその内容を精査し、適当と認めるときは、当該変更を承認し、支援金の交付予定額又は交付額を変更し、採択事業者に通知するものとする。

第11条（報告、検査及び指示）

財団は、必要があると認めるときは、採択事業者に対し、支援金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

第12条（支援金の額の確定）

支援事業者は、本事業期間完了日から10日以内に「実施報告書」を財団に提出しなければならない。

- 2 財団は、前項の規定による実施報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、支援金の額を確定し、「支援額決定通知書」により、採択事業者に通知する。
- 3 前項で支援金の額を確定する際に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第13条（支援金の支払）

支援金の支払は、支援金の額を確定した後に、採択事業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。

第14条（事業の中止又は廃止の承認）

財団は、採択事業者がその責めに帰さない事由により本事業の全部又は一部を中止し、もしくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 財団は、採択事業者が前項の承認を受けようとするときはあらかじめ申請させ、これを精査し、当該申請にかかる中止又は廃止が止むを得ないと認めてこれを承認したときは速やかに採択事業者へ通知するものとする。

3 第15条の規定は、財団が第1項の承認をした場合に準用する。

第15条（交付決定の取消及び返還）

財団は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、交付予定額若しくは確定交付額を変更することができる。

- ①この要綱又はこれに基づく交付条件若しくは財団の指示に違反したとき
- ②この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- ③支援金を使用せず、又は支援金の交付の目的に反して使用したとき
- ④その他不正があったとき

第16条（知的財産権の帰属）

採択事業者の、本事業により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権およびノウハウ等）は、別に定める条件に応じて採択事業者へ帰属させることができる。

- ①本事業により成果が得られた場合には、遅滞なく、当財団にその旨を報告することを採択事業者が約すること
- ②京都市が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には無償で当該特許権等を利用する権利を京都市に許諾することを採択事業者が約すること
- ③当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、京都市が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを採択事業者が約すること

第17条（成果の把握のための調査と広報への協力）

本事業終了後、採択事業者は、財団や京都市が行う、事業の成果（事業の売上獲得等の

進捗状況、採択事業者全体の売上増、雇用増等の波及効果の状況)についての財団の継続調査や発表会に協力しなければならない。

第18条（その他必要な条項）

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は財団が別にこれを定める。

附則

この要綱は平成29年5月24日から実施する。

(別紙)

支援対象経費

経費		内容・留意点
区分	費目	
人件費		事業に直接従事する職員の人件費 (健保等級単価を用いて単価算定)
事業費	謝金	知見の提供等に対する専門家等への謝金
	旅費	交通費実費
	消耗品費	試作等に要する資材、部品等の購入費
	レンタル ・リース代	機械装置・備品等の借用費
	設備使用料	第三者所有の実験装置、測定機器等の使用料
	補助職員手当	事業に直接従事する職員を補助する臨時職員の給与
	外注費	試作に要する加工費等の外注費
	委託費	調査・試験・評価等の外部委託費 ※事業の全部を委託することは不可
	その他費用	上記以外で事業計画の遂行に直接必要な費用 ※内容明記

※消費税は対象外とする。労務費以外の消費税の対象となる費目については消費税を控除した金額を計上のこと。